

教育長の勤務時間等に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 27 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 10 号

教育長の勤務時間等に関する条例

(勤務時間その他の勤務条件)

第 1 条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他に特別の定めがある場合のほか、瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年瀬戸市条例第 3 号）の適用を受ける職員の例による。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 教育長は、研修を受ける場合、その他教育委員会が別に定める場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条の規定により、なお従前の例により在職するものとされた教育長のその任期中においては、この条例は適用しない。